

米原市公民連携（P P P）の 推進に関する指針

平成 29 年 6 月



目 次

I	米原市公民連携（ＰＰＰ）の推進に関する指針の策定について	2
1	策定の趣旨.....	2
2	公民連携（ＰＰＰ）とは	2
3	公民連携を巡る国の動向	2
4	指針の位置付け.....	3
II	公民連携に関する基本的な考え方	4
III	公民連携の活用について	5
1	公民連携活用の範囲	5
2	公民連携の目指すべき方向性	6
3	公民連携の実施主体となり得る民間など.....	7
4	公民連携の具体的な手法	8
1)	公共サービス型	8
2)	規制緩和・支援型	9
3)	公有財産活用型	12
IV	公民連携に関する留意事項など	13
V	公民連携の推進	15

I 米原市公民連携（P P P）の推進に関する指針の策定について

1 策定の趣旨

本市では、第1次、第2次行財政改革に取り組み、定員適正化（職員数の削減）や事務事業の見直し、指定管理者制度の導入など行政経営の効率化に一定の成果を挙げてきました。第3次行財政改革においても、引き続き行政経営の効率化に努めているところです。

しかしながら、今後、市の財政状況は、生産年齢人口の減少による市税の減収や、合併による国の財政支援策の終了により歳入が減少する一方で、多くの公共施設などの更新に伴う財政需要や社会保障関係費の増大が見込まれ、より厳しさを増すことが予想されます。

一方、社会経済環境が大きく変化するなか、市民ニーズは多様化・高度化することが想定されますが、それら全てを本市が持続的な公共サービスとして提供していくことは、質的にも量的にも難しい状況にあります。

今後、限られた市の経営資源により、多様化する市民ニーズに的確かつ持続的に対応していくためには、多様な主体との連携による効率的で効果的な公共サービスの提供を行うとともに、民間などの専門知識や経営資源の活用を進め、「新たな支え合いの仕組み」を創造していく必要があります。

このことから、多様な主体との連携や民間などの活力の活用を積極的に推進することを目的に、本市の公民連携（P P P）に関する基本的な考え方や、公民連携活用の範囲や実施主体、具体的手法、留意事項などについての方向性を定めた「米原市公民連携（P P P）の推進に関する指針」を策定します。

2 公民連携（P P P）とは

公民連携（P P P :Public Private Partnership）とは、行政（=Public）と民間など（=Private）が連携（=Partnership）して、公共サービスの提供などを行う仕組みのことであり、これまで自治体が単独で取り組んできた分野に、民間の知恵やアイデア、資金や技術、ノウハウを取り入れ、住民サービスの向上や業務効率化、地域経済の活性化などを図るものです。

具体的には、P F I 事業をはじめ、指定管理者制度、民間委託など様々な手法があり、公民連携の範囲は年々広がりをみせています。

また、本指針においては、民間のみならず、特区制度や広域連携などによる行政間の連携も公民連携（P P P）手法として幅広く定義することとします。

3 公民連携を巡る国の動向

（1）国における公共サービスの改革

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）」では、民間が担うことができるものは民間に委ねる観点から、官民競争入札または民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上および経費の削減を図る改革を行っています。

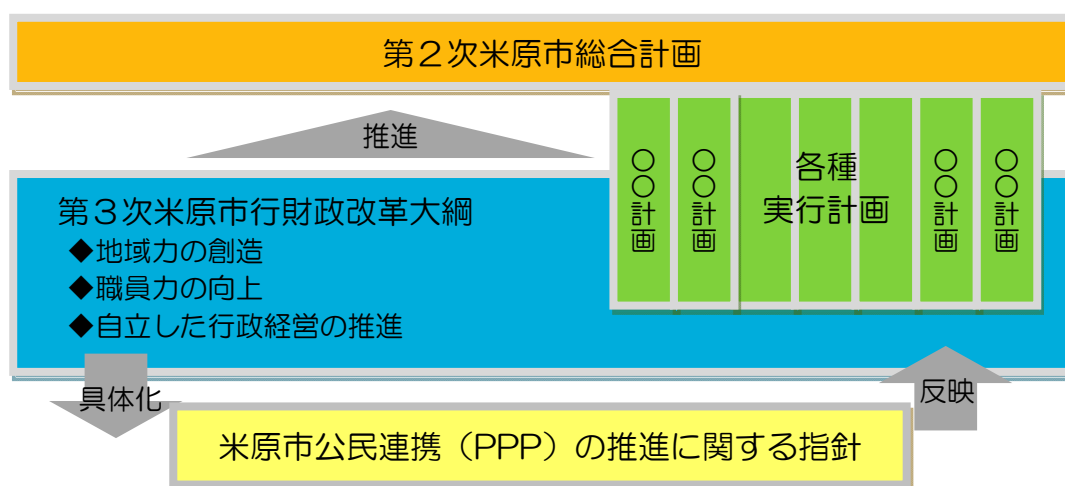
(2) 民間資金などの活用促進

「民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）」で P F I 制度を推進しているほか、平成 28 年 4 月に改正された「地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）」では、地方公共団体が行う地方創生事業に対する法人の寄付を促す制度、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を創設しています。

4 指針の位置付け

本指針は、第 2 次米原市総合計画を推進するための一翼を担う、第 3 次米原市行財政改革大綱の「地域力の創造」、「職員力の向上」、「自立した行政経営の推進」の 3 つの基本方針に基づく取組を実現するための指針となります。

これらの取組の実現に寄与するため、市が新たに事業を企画する場合や既存事業の業務改善を行う場合に、公民連携活用の範囲を明確にし、最適な担い手による効率的で効果的な公共サービスの提供を図るため、適切な公民連携手法を選択するものとします。



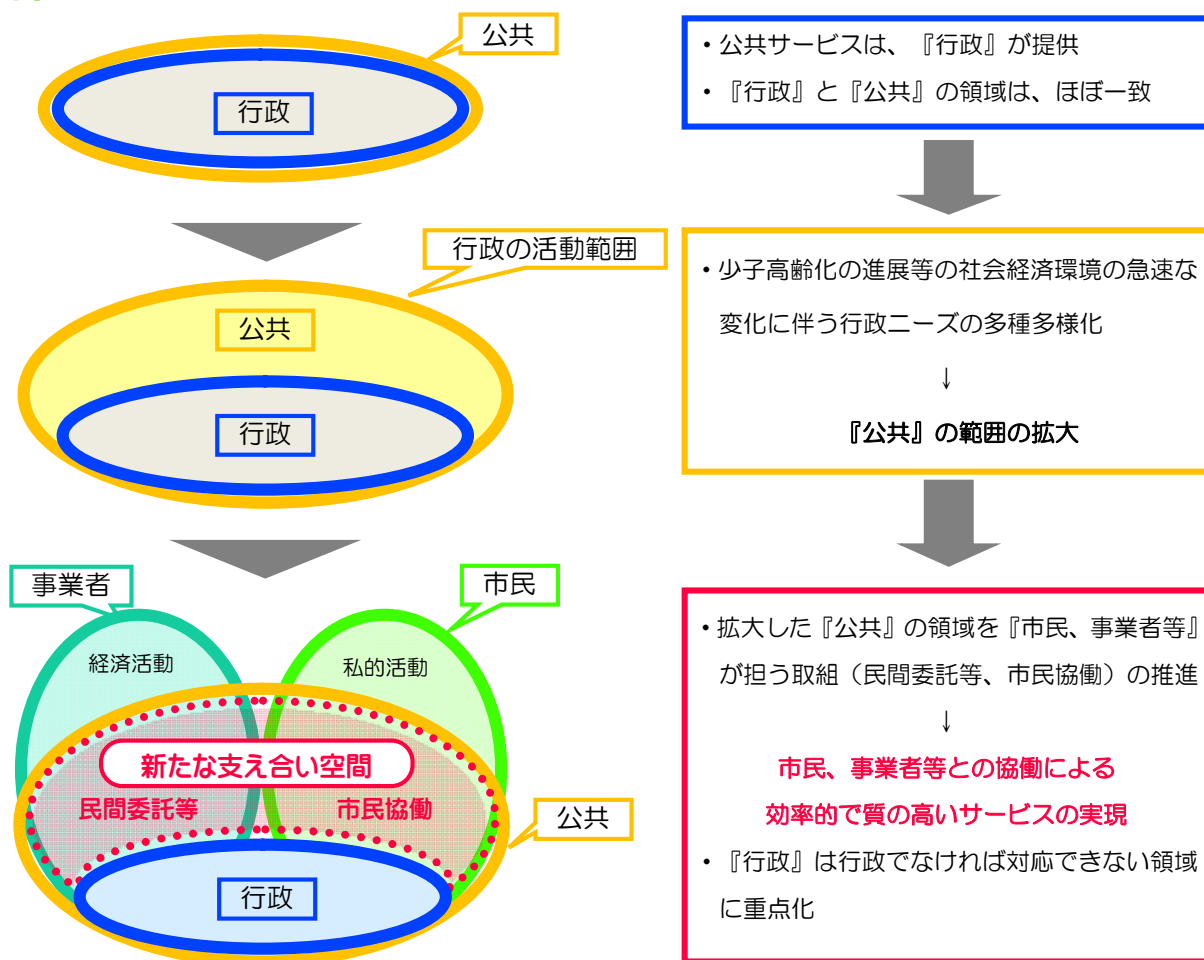
Ⅱ 公民連携に関する基本的な考え方

公民連携の活用に当たっては、中長期的な経営の視点を持って、行政が実施するよりも効率的かつ効果的な事業の実施が見込めるものについては、積極的に民間などに委ねることを基本とした上で、本市として実施しなければならない事業または実施すべき事業を絞り込むこととします。

また、公民連携は、単に行政組織のスリム化や財政支出の削減だけを目的とするものではありません。第2次米原市総合計画を推進していくためには、多様化する市民ニーズに対応し、効率的で質の高いサービスを実現するため、民間などの多様な主体と互いに役割分担をしながら公共サービスを担う「新たな支え合いの仕組み」を創造していくことが必要です。

このことから、「新たな支え合いの仕組み」を創造するため、公民連携を推進していきます。

●● 「新たな支え合いの仕組み」の概念図



Ⅲ 公民連携の活用について

1 公民連携活用の範囲

本市における公民連携活用の範囲は、本市の事務事業において、以下に掲げる「必要性」、「公共性」、「市場性」の視点から「行政の活動範囲」として適当であると判断できるものとします。ただし、現在実施していない事務事業であっても、本市が実施すべきであると考えられる事務事業であって、「行政の活動範囲」として適当であると判断できるものについても、公民連携活用の対象とします。なお、法令等に基づき市が直接実施しなければならない事務事業など(注1)は公民連携活用の範囲から除きます。

この活動範囲へ公民連携活用を検討し、多様な担い手による特性や活力を生かすことで「行政の活動範囲」を活性化させ、今後の地域活力の維持や拡大を図るとともに、財政の健全化や職員定数の見直しなどに合わせて「行政」領域を見直すことで、「新たな支え合いの仕組み」を創造していきます。

1) 必要性の視点

- ① 成果、効果の見込みが説明できるか。
- ② 米原市総合計画の目標の実現に寄与できるものか。

2) 公共性の視点

- ① 私益性に偏っておらず、市民全体の福祉の増進に寄与する事務事業であるか。
- ② 特定の市民や団体を対象としたサービスであっても、サービスの提供を通じて、第三者にも受益がおよぶ事務事業であるか。

3) 市場性の視点

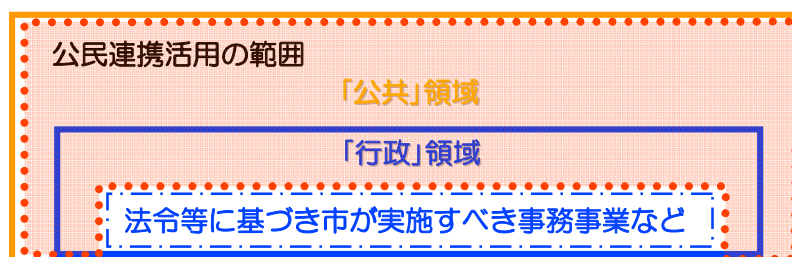
- ① 民間の市場原理に任せることで、目的を達成できる事務事業などではないか。
- ② 市の関与が市場の規制につながらないか。

注1 法令等に基づき市が実施すべき事務事業など

- ① 法令等に基づき、市が直接実施主体として定められている事務事業など
- ② 許認可など公権力の行使に当たる事務事業など（ただし、法令等により民間などが実施できるものを除く。）

◆ ここに該当する事務事業などであっても、民間などが担うことが関係法令に抵触しない部分がある場合には、事務事業などを精査することにより、公民連携の活用を検討します。

公民連携活用の範囲概念図



2 公民連携の目指すべき方向性

効率的で効果的な市民サービスを実現するためには、公民連携活用の範囲にある事務事業の事業形態、内容、特性に応じて、最も効果的な事業手法を選択する必要があります。

このことから、次に示す公民連携の目指すべき方向性を基にして、公民連携手法を選択する必要があります。

なお、本指針においては、公民連携手法の形態、手法特性などを明示することとしています。が、状況に応じて工夫を行い、本指針で示した公民連携手法以外の方法により、効率的かつ効果的な事業を実施することを妨げるものではありません。

1) 市民満足度の向上

民間などを活用することにより、市民ニーズに応じたサービスが展開され、市民満足度が高まる。

2) 事務の効率化と資金の有効活用

公民連携手法を活用することにより、現在の実施手法に比べて、より効率的に事業が実施できる。また、民間などの資金を活用することで、市の一般財源を有効に活用することができる。

3) 高度な知識・技術の活用

民間などが有するノウハウや専門知識・技術などを活用することができる。

4) 地域の活性化

民間などの事業機会を創出・拡大することにより、雇用の創出や市内企業の発展など、地域の活性化につながる。

5) 協働の推進

地域に密着した市民、事業者などと連携・協働することにより、地域活力の維持・拡大に寄与し、市民協働の推進につながる。

3 公民連携の実施主体となり得る民間など

選択した公民連携手法により、実施主体となり得る民間などは次のとおりと想定されます。実施主体によっては、想定される効果が異なることがあるため、事業形態、実施主体、想定される効果の関係を念頭に置いて、公民連携手法を選択するものとします。

【公民連携手法の担い手となり得る実施主体】

手法 \ 主体	法人など	NPO	市民団体	自治会・ 地縁団体など	サークル	個人	国または 他自治体
民営化	●	●	●	●			
PFI	●						
指定管理者制度	●	●	●	●			▲
民間委託	●	●	●	●	▲	▲	▲
国家戦略特区	●	●					●
総合特区	●						●
構造改革特区	●	●					●
地域再生制度	●	●	▲	▲			●
都市再生	●	●					●
市民協働	▲	●	●	●	●	●	
連携協定	●	●		●			●
共同事業	●	▲	▲				▲
ふるさと寄付金						●	
ふるさと投資	●	●	●	●	●		
自治体間連携							●
広域連携							●
市有財産の貸付	●	●	●	●	●	●	▲
広告掲載事業	●	▲					
ネーミングライツ	●	▲					

※ ●・・・担い手となる可能性が高い。 ▲・・・担い手となる可能性がある。

4 公民連携の具体的な手法

公民連携の具体的な手法については、手法の目的や性質によって、以下の類型に基づいて分類することとします。

1) 公共サービス型

民営化、PFI、指定管理者制度、民間委託など

2) 規制緩和・支援型

国家戦略特区、総合特区、構造改革特区、地域再生制度、都市再生、市民協働、連携協定、共同事業、ふるさと納税、ふるさと投資、自治体間連携、広域連携など

3) 公有財産活用型

市有財産の貸付、広告掲載事業、ネーミングライツなど

1) 公共サービス型

行政が行っている事業の全部または一部について民間などが担う手法です。選択する手法によって行政の関与の度合いは異なってきます。

また、公民連携手法ではありませんが、民営化を公共サービス型に含めて分類することとします。

1 民営化

サービスの提供や事業の実施主体を民間などに移譲し、全てを民間などに委ねるものを指します。本市の財政負担、業務負担などの軽減が図れますが、民営化後は市の関与が無くなるため、事業や施設の存続、必要性などを考慮し、市の関与の必要性や関与の方法についての検討が必要です。

2 PFI (Private Finance Initiative)

PFIとは、民間資金、経営能力および技術的能力を活用して公共施設などの整備、運営が行える制度です。

事業方式としては、BTO（注2）、BOT（注3）、BOO（注4）などの新たに施設を建設する際に用いられる方式のほかに、RO（注5）と呼ばれる既存施設を改修する際に用いられる方式があります。

また、公共施設などの管理者が資金調達を負担し、設計・建設、維持管理・運営を民間に委託するDBO（注6）方式などもPFIの類型に分類されます。

事業形態としては、施設の利用やサービスの料金などで、事業費を賄う独立採算型、サービスに公共施設などの管理者が対価を支払うことで、事業費を賄うサービス購入型、その両方を組み合わせ、サービスの料金と公共施設の管理者からの支払により、事業費を賄う混合型（ミックス型）があります。

また、平成23年にPFI法が改正され、公共施設等運営権（注7）の設定や民間が公共施設などの管理者に実施方針を定めることの提案ができるようになっています。

※ P F I が導入できる施設

- ① 公共用施設：道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道等
- ② 公用施設：庁舎、宿舍等
- ③ 公益的施設：公営住宅、教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等
- ④ その他の施設：情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設、観光施設、研究施設など

注 2 B T O (Build Transfer Operate)

P F I の事業方式の 1 つ。民間が自らの資金で対象施設を建設 (Build) し、完成後すぐに公共施設などの管理者に所有権を移転 (Transfer) するが、維持管理・運営 (Operate) は民間が行う方式です。

注 3 B O T (Build Operate Transfer)

P F I の事業方式の 1 つ。民間が自らの資金で対象施設を建設 (Build) し、維持管理・運営 (Operate) を行い、事業終了後に所有権を公共施設などの管理者へ移転 (Transfer) する方式です。

注 4 B O O (Build Own Operate)

P F I の事業方式の 1 つ。民間が自らの資金で対象施設を建設 (Build) し、所有権を維持 (Own) し、維持管理・運営 (Operate) を行う方式です。

注 5 R O (Rehabilitate Operate)

P F I の事業方式の 1 つ。民間が既存の施設を改修 (Rehabilitate) し、維持管理・運営 (Operate) を行う方式です。

注 6 D B O (Design Build Operate)

P F I に類似した事業方式の 1 つで、公共施設等の管理者が資金調達を負担し、設計・建設、維持管理・運営を民間に委託する方式です。

注 7 公共施設等運営権

コンセッション方式とも呼ばれ、公共施設等の所有権を公共施設などの管理者が有したまま、施設運営権を民間に設定する方式です。

3 指定管理者制度

本市が設置した公の施設について、その設置目的を達成するために、民間のノウハウなどを活用して施設の管理運営を委ねる制度です。導入に当たっては、「指定管理者制度の運用に関するガイドライン」（平成 23 年 3 月策定、平成 26 年 4 月改訂）に基づくものとします。

4 民間委託

本市が必要な監督権限を留保した上で、高度な専門知識・技術の活用や効率的かつ効果的に業務を実施するため、その事務事業などを民間企業、外部の団体、個人などに委ねるものです。

2) 規制緩和・支援型

地域の活性化および産業の発展などを図るため、行政が規制の緩和や支援措置を講じ、民間などと市が事業の目的を共有し、お互いの役割を明確にして、事業を実施する手法です。

1 国家戦略特区

国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）に基づき、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成

を促進する観点から、国が定めた国家戦略特別区域において、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進するものです。

2 総合特区（国際戦略総合特区、地域活性化総合特区）

総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）に基づき、産業構造および国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展などの経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化および地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国の経済社会の活力の向上および持続的発展を図っていくものです。

3 構造改革特区

構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）に基づき、地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて、地方公共団体が特定の事業を実施し、またはその実施を促進することにより、教育、物流、研究開発、農業、社会福祉などの分野における経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るものです。

過去には、米原市含む滋賀県内 5 市 4 町の区域が「滋賀県国際物流特区」として、また滋賀県内全域が「選べる福祉サービス滋賀特区」として認定されていました。

4 地域再生

地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づき、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域が行う自主的かつ自立的な取組を国が支援するものです。

地方公共団体は、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることで、当該地域再生計画に記載した事業の実施に当たり、財政、金融などの支援措置を活用することができます。

なお、平成 28 年 4 月の地域再生法の改正では、地方公共団体が行う地方創生事業に対する法人の寄付を促す制度、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を創設しています。

5 都市再生

都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）に基づき、環境、防災、国際化などの観点から都市の再生を目指す 21 世紀型都市再生プロジェクトの推進や土地の有効利用など都市の再生に関する施策を総合的かつ強力に推進するものです。

平成 26 年の都市再生特別措置法の改正では、都市のコンパクト化に向けた包括的なマスタープランである立地適正化計画の作成に関する基本的事項が新たに追加されています。

6 市民協働

まちづくりに関する役割分担に基づき、多様な主体（市民、事業者など）および市が相互補完的に対等な立場で連携および協力を進めるものであり、米原市自治基本条例（平成 18 年米原市条例第 43 号）の根幹となるものです。

7 連携協定（包括連携協定・事業連携協定）

福祉・環境・防災・まちづくりなど幅広い事業分野または特定の事業分野において、民間事業者や大学などの CSR（注 8）や CSV（注 9）活動との協働・連携により、社会課題の解決を図るものです。

注 8 CSR（Corporate Social Responsibility）

CSR（企業の社会的責任）とは、企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、その活動の影響について責任をとる企業行動であり、企業を取り巻く様々なステークホルダーからの信頼を得るための企業のあり方を指します。

注9 CSV (Creating Shared Value)

CSV (共通価値の創造) とは、企業の事業を通じて社会的な課題を解決することから生まれる「社会価値」と「企業価値」を両立させようとする経営手法で、社会的課題の解決と自社の競争力の向上を同時に実現する活動のことを指します。

8 共同事業

民間などの実施する事業に市が協力し、協働で事業を実施するものです。

9 ふるさと応援寄付金 (ふるさと納税)

ふるさと納税は、地方公共団体に対して寄付をした場合、地方公共団体以外に寄付をする場合の控除に加えて特別な控除が受けられる制度です。

本市のふるさと応援寄付金の制度においては、いただいた寄付金は、寄付者が選択した特定の事業に活用することとしています。

10 ふるさと投資

地域資源の活用やブランド化など、地方創生などの地域活性化に資する取組を支えるさまざまな事業に対するクラウドファンディング (注10) などの手法を用いた小口投資であり、地域の自治体などの活動と調和が図られるものと期待されている制度です。

注10 クラウドファンディング

銀行や投資家など金融の専門家ではない一般の人々 (=Crowd) からインターネット上で資金を調達 (=funding) する手段のこと。資金提供者が資金調達者にリターンとして何を期待するかによって、【寄付型】、【購入型】、【投資型】などに分けられます。

11 自治体間連携

自治体間連携 (Public Public Partnership/以下「新PPP」という。) とは、地方公共団体の組織および運営の合理化を図るため、地方公共団体が相互に連携を図るものです。

平成26年の地方自治法改正により、地方自治法に規定されているものだけでなく、自治体間連携の様々な仕組みを活用する新PPPの発想により、広域観光施策、近隣自治体と連携した企業誘致、公共施設を自治体間で共有するといった、より効率的かつ効果的な施策の検討が可能となっています。

12 広域連携

地方自治法に基づき、地方公共団体の組織および運営の合理化を図るため、協議会、機関などの共同設置、事務の委託や一部事務組合、広域連合の設置により共同処理を行うなど、地方公共団体が相互に連携するものです。

【地方自治法に基づく広域連携制度】

共同処理制度	制度の概要	主な事務など
連携協約 (第 252 条の 2)	地方公共団体が他の地方公共団体と連携し事務処理をする際に、基本的な方針や役割分担を定める連携協約を締結することができる。	複数の市町村で共同事業の内容や役割、費用分担を決める。
協議会 (第 252 条の 2 の 2)	地方公共団体が共同して事務の管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度	広域行政計画などに関するもの、消防の通信指令など
機関等の共同設置 (第 252 条の 7)	地方公共団体の委員会または委員、行政機関、長の内部組織などを複数の地方公共団体が共同で設置する制度	介護認定や障害支援区分判定の審査会、公平委員会など
事務の委託 (第 252 条の 14)	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度	住民票などの写しの交付など
事務の代替執行 (第 252 条の 16 の 2)	地方公共団体が協議により規約を定め、その事務の一部を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体の長などに管理・執行させることができる	・離島・山間地域の市町村の事務を都道府県が代行 ・近隣市町村間で連携し他団体の事務を代行
一部事務組合 (第 284 条 2 項)	地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体	ごみ処理、し尿処理、救急、消防、火葬場など
広域連合 (第 284 条 3 項)	地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国または都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。	後期高齢者医療事務、介護保険事務など

3) 公有財産活用型

市が所有する土地や建物などの公有財産を活用し、収入の増加を図るとともに、民間がその公有財産などを活用して事業を展開する手法です。

1 市有財産の貸付

市が所有している財産を民間に貸し付けて、賃借料などによる収入の増加を図るとともに、民間が地域の価値や施設の利便性を高める事業を行うことにより、公共サービスの向上を図るものです。市場性、公共性が高い土地では、定期借地権の設定により公共施設などの整備を条件とした民間活用を図ることも可能です。

2 広告掲載事業

市の広報紙や公用封筒などの印刷物、ウェブサイトなどの資産を広告媒体として民間事業者などの広告を有料で掲載または掲出することにより、収入の確保を図るものです。

民間事業者などにとっては、知名度の向上、販売促進などの効果が期待できます。

3 ネーミングライツ

スポーツ施設、文化施設、公園などの公共施設の愛称をつける権利（施設命名権）を付与し、その対価を得ることで収入の確保を図るものです。

民間事業者などにとっては、市民が一般的に利用する公共施設に対して愛称を付与することにより、広告効果が期待できます。

IV 公民連携に関する留意事項など

1 公民連携に係る適正な見積額の算定

見積額は、それぞれの事務の種類、性格、内容に応じて、その算定根拠を明確にするとともに、適正化に努めなければなりません。

算定に当たっては、次のことに留意する必要があります。

ア 標準作業量、標準処理量、標準賃金の把握に努め、算定すること。

イ 同種事務を行っている他部署、他自治体の情報収集に努めるとともに、当該事業に関する市場の動向などについても十分把握すること。

ウ 金額の年度別の推移や経済環境に留意し、見積額が適切であるかの検証を行うこと。

2 サービス水準の確保

単にコストが安ければ良いわけではなく、得られる効果との比較を行う必要があります。

一定のサービス水準を確保するためには、達成すべきサービス水準を可能な限り仕様書などに具体的に示し、サービス水準の確保、向上に努めます。また、業務の実施過程においては、定期的にこれを検証し、サービスの低下が明らかな場合には適切な指導を行います。

3 責任所在の明確化

市の行政責任を確保するために、市と民間との役割分担および責任の範囲を契約書、協定書などにより明確化しておくとともに、契約の履行過程において市の管理監督が十分に働くよう留意することが大切です。

4 リスク分担

契約、協定などの締結の時点では、正確に想定できない不確定性のある事由によって、損失が発生する可能性（リスク）について、契約、協定などでリスクが顕在化した場合の追加的支出の分担を含む措置について、曖昧さを避け、具体的かつ明確にしておく必要があります。

5 モニタリングによる評価、監視の実施

P F I 事業や指定管理者制度を用いて事業を実施する場合は、提供される市民サービスの質や市民満足度の維持、向上を図ることを目的に、モニタリングによる評価を実施し、必要に応じて指導を行います。

6 施設における市の管理責任

民間などが管理運営を実施している施設においては、施設設置者である市の責務として、事故を未然に防止するため、実地調査を含めた施設や設備の保守、安全確認などの強化など、管理監督に努めます。

併せて、施設、設備や業務内容において、万一事故が発生した場合を想定し、危機管理マニュアルなどを策定し、これに基づく、市と指定管理者などとの連携について、十分協議を図るとともに、指定管理者の対応の徹底および検証などの指導を行います。

7 競争性・公平性・透明性の確保

民間委託などの相手方の決定に当たっては、正当な理由なく、相手方の長期にわたる固定化や業務の独占などが生じることのないよう、「地方自治法」および「同法施行令」ならびに「米原市契約規則」などに十分留意し、入札や公募などによる競争性・公平性・透明性をもった手続をとることが必要です。

また、競争によらず、相手方を決定する場合には、事務事業などの性質上、当該相手方以外への委託などがなじまないかどうかを検証し、その理由を明らかにすることが重要です。

なお、契約当初は一者との随意契約であっても、同様の事務をより効果的に扱う者が新たに出てくることもあり、市場の動向などについて十分把握し、競争性を確保することも大切です。

8 法令遵守事項の徹底

法令（地方自治法、労働基準法、労働者派遣法など労働関係諸法令、消防法など）等の事業実施者が当然遵守しなければならない事項や、守秘義務が必要な事業については、公民連携の導入の検討段階から十分留意するとともに、契約書、協定書などにおいて明らかにすることが大切です。

特に労働者派遣法に基づく労働者派遣契約以外の契約により従事している者には、事務上、直接指揮監督できないことに十分留意することが必要となります。

また、個人情報に関する事項については、「米原市個人情報保護条例」に基づき、その適切な取扱いを徹底します。

9 市内部で蓄積してきた知識などの維持、向上

本市内部で蓄積してきた知識・ノウハウなどについては、その維持および向上に努め、市の管理監督、指導などの能力が減退しないよう、人材の育成にも努めます。

10 積極的な情報の発信と情報の共有

本市が持っている情報を民間などと共有することで、民間などが持つノウハウなどを生かした、従来の枠組みを超えた新たな発想による質の高い公共サービスの提案が期待されます。

民間などとの情報の共有は、公民連携を推進する上で重要な取組であり、市が抱えている事務事業などの情報について、積極的に発信するものとします。

V 公民連携の推進

■ P F I 事業の推進

本市では、P F I 事業の導入には至っていない状況であり、導入に関するガイドラインなども未整備の状況です。しかし、今後の大規模な公共施設の改修、更新には多額の費用が見込まれることから、P F I 事業は必要な手法となります。

このため、P F I 法、国のP F I 事業基本方針および国のP F I 事業に関する各ガイドラインを踏まえ、本市におけるP F I 事業の導入基準、導入可能性調査などの検討の時期、検討の方法、効果的な導入への工夫や実施方針の策定から事業終了までのプロセスなどを明確にしたガイドラインを作成するなど、P F I 事業の導入に向けた仕組みを構築する必要があります。

■ 各種制度を活用した地域活性化の更なる推進

内閣総理大臣の認定を受けることで、特定の事業に対して財政、金融などの支援措置を受けられる地域再生制度を活用するなど、国の各種制度を活用しながら、更なる地域力の創造に取り組んでいきます。

■ 公民連携に係る窓口機能の検討

これまでは、民間からの提案などについては、各所属が個別に対応している事例が多く、情報共有や施策連携などの面で民間の知恵と力を生かしきれていない状況にありました。また、民間などからみると、関係所属が複雑にまたがるような提案やアイデアの相談先が分かりにくく、迅速・柔軟な連携につながりにくい状況にありました。

今後は、これまで各所属で対応していた公民連携に関する民間などからの提案・相談を一元的に受け付けられるような窓口機能を検討していきます。

■ 「行政の活動範囲」明確化による事務事業などの見直し

市の事務事業などにおいて、法令等に基づき市が実施すべき事務事業となっているもの、または法令等に基づかない事務事業などについては、「必要性」、「公共性」、「市場性」の視点から見直し、適正であると判断されたものを「行政の活動範囲」内のものとみなし、それ以外の事務事業などは廃止を検討する必要があります。

■ 業務の包括化・共通化の推進

公民連携事業では、複数の事業等を包括することによって、より大きな効果が期待できる魅力的な事業とすることも可能です。

断片的な事業での公民連携では、民間などによる創意工夫の余地は少ないですが、関連のある複数の事業をまとめた形にすることで、様々な可能性が広がります。

このことから、公民連携の可能性のあるものや類似業務などを集約していき、業務の包括化・共通化を推進していきます。